

小野市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例

小野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年小野市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この条例による廃止前の小野市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「廃止条例」という。）の規定により交付を受けた政務活動費については、廃止条例第8条第1項及び第2項、第9条第1項、第10条並びに第11条の規定は、同日後もなおその効力を有する。